

山梨県公報

号外第二十六号

平成十九年

四月十二日

木曜日

目次

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
.....

規則

山梨県規則第二十六号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年四月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六節 雑在中

鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等
をしようとする場合にあってはその旨

鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等
をしようとする場合にあってはその旨

狩猟免許を受けている場合は当該
免許の種類、免許を与えた知事名、
狩猟免状の番号及び交付年月日

銃器を使用す
許可証の番

る場合は、銃所持
日及び交付年月日

銃器を使用する場合は、猟銃・空気
銃所持許可証の番号及び交付年月日

る。

第六節 雑在中

所持許可
番号

所持許可
証番号

に定める。

第七節 雑在中

鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等
をしようとする場合にあってはその旨

を

鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等
をしようとする場合にあってはその旨
狩猟免許を受けている場合は当該
免許の種類、免許を与えた知事名、
狩猟免状の番号及び交付年月日

銃器を使用す
許可証の番

る場合は、銃所持
号及び交付年月日

を

銃器を使用する場合は、猟銃・空気
銃所持許可証の番号及び交付年月日

に改め

同様式別紙を次のように改める。

附則

この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番